

## 関係機関との協議結果

### 大規模小売店舗

名 称：生鮮市場TOP栃木合戦場店

所在地：栃木市都賀町合戦場字堀ノ内847番 外

< 栃木市 >

電話：【商工振興課】0282-21-2371

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
総合政策課 21-2303	・特になし	-
交通防犯課 21-2151	・意見等無し	-
環境課 21-2422	・特になし	-
福祉総務課 21-2201	・意見なし	-
道路河川整備課 21-2401	・意見等なし	-
道路河川維持課 21-2403	・意見等特になし	-
上下水道総務課 25-2104	・上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、井戸水メーターの設置が必要になりますので、事前に上下水道総務課と協議してください。	・上水に井戸水（地下水）を使用して下水道に接続する場合は、事前に上下水道総務課と協議します。
水道建設課 25-2105	・給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水装置工事申請を行うこと。	・給水装置工事や消火栓設置工事を伴う場合は、水道建設課との事前協議及び給水装置工事申請を行います。
下水道建設課 25-2111	・汚水の処理方法については、事前に下水道建設課と協議してください。	・汚水の処理方法については、事前に下水道建設課と協議します。
都市計画課 21-2431	・意見なし	-
警防課 23-0070	・特になし	-
商工振興課 21-2508	・意見なし	-

名 称：生鮮市場TOP栃木合戦場店  
所在地：栃木市都賀町合戦場字堀ノ内847番 外

<栃木県>

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
地域振興課  担当：江口  TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	<ul style="list-style-type: none"><li>国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、栃木市都市計画課に確認してください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、栃木市都市計画課に確認します。</li></ul>
県民協働推進課  担当：山口  TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	<ul style="list-style-type: none"><li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。</li><li>図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようになります。</li><li>図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等を行いません。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行います。</li></ul>

<p>環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。 (回答不要)</li> <li>・3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課(0285-22-4309)と協議してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う場合、所管する小山環境管理事務所環境対策課と協議します。</li> </ul>
<p>資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしてあります。</li> <li>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</li> <li>・栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環推進計画の趣旨を理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、協力します。</li> <li>・食品ロス削減推進計画の趣旨を理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てま</li> </ul>

	<p>食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしてあります。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、協力します。</p>
<b>交通政策課</b> 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</li> <li>・出入口について左折入庫・左折出庫となるように誘導する対策をお願いします。</li> <li>・交差点改良を行う計画のNo.3 交差点と接続する支道については、道路管理者や交通管理者と協議を行ってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。</li> <li>・出入口について左折入場・左折退場となるように看板等を設置し誘導を行います。</li> <li>・交差点改良を行う計画のNo.3 交差点と接続する市道については、道路管理者や交通管理者と協議を行っています。</li> </ul>
<b>道路整備課</b> 担当：五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地北側で事業中であり、影響する可能性があるため、栃木土木事務所と協議すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の北側で行われている事業については、必要に応じて栃木土木事業所と協議します。</li> </ul>
<b>道路保全課</b> 担当：森戸	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路法第

<p>TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。</p> <p>2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 指導事項等については、栃木土木事務所と協議願います。</p> <p>3 県道沿い出入口については、左折入出庫を徹底願います（右折入出庫の禁止）。</p>	<p>24条の申請を行っています。今後道路構造の改変等がある場合は、協議を行います。</p> <p>2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しません。 指導事項等については、栃木土木事務所と協議します。</p> <p>3 県道沿い出入口については、左折入出庫の案内を行います。</p>
<p>上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623-2507</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水排水計画及び雨水排水計画については、栃木市担当課と協議してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水排水計画及び雨水排水計画については、栃木市担当課と協議します。</li> </ul>
<p>都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議してください。</li> <li>栃木市景観計画に定める行為の届出の要否について、栃木市都市計画課と協議して下さい。</li> </ul> <p>(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431)</p> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、栃木市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431)</p> <p>・当該地は都市計画道路3・</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、栃木市都市計画課と協議します。</li> <li>栃木市景観計画に定める行為の届出の要否について、栃木市都市計画課と協議します。</li> </ul> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には、栃木市都市計画課と協議します。</li> </ul> <p>・都市計画法第53条に基づ</p>

	<p>3・3号小山栃木都賀線が都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基づく建築の許可について栃木市都市計画課と協議してください。</p> <p>(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、栃木市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。</li> </ul> <p>(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。</li> </ul> <p>(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2431)</p> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法における開発許可の要否について、栃木市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>(協議先：栃木市都市計画課 TEL 0282-21-2444)</p> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。</li> </ul>	<p>く建築の許可について栃木市都市計画課と協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の構造及び設備について、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務を、栃木市都市計画課（駐車場法担当）に確認します。</li> </ul> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法における開発許可の要否について、栃木市都市計画課と協議します。</li> </ul> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議します。</li> </ul>
--	---	---

	<p>ださい。</p> <p>(協議先：栃木県都市政策課 盛土安全推進班 TEL 028-623-2801)</p>	
都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623-2464 FAX:028-623-2477	意見なし。	-
建築指導課 担当：高山 TEL:028-623-2863	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市都市建設部建築指導課（TEL：0282-21-2441）と協議願います。</p> <p>なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市都市建設部建築指導課と協議します。</p>
警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	<p>令和7年10月22日、事前協議終了。</p> <p>今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<p>-</p> <p>今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、警察本部交通規制課とも再協議します</p>
経営支援課 担当：佐山 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項等なし	-